

魚津市告示第49号

魚津市地域おこし協力隊設置要綱の一部改正について
魚津市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年魚津市告示第80号）の一部を
次のように改正する。

令和3年3月24日

魚津市長 村椿 晃

第4条第1項中「（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職」を「第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員」に改める。

第6条中「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年4月1日条例第3号）」を「魚津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年魚津市条例第33号）」に改める。

第7条中「魚津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第28号）」を「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。